



第六卷 第三號

大正十年七月一日發行

(通卷第二十三號)

研究

唐十道の研究

文學士 井上以智 爲

一 緒 論

大唐創業の英主、太宗が即位元年、その新政第一に十道の制を布いた。此制度は交通幹線を規準とする天下の十大區分である。本來交通路を意味する道がかく地方區分の名稱として使用せらるゝ

のは古く後魏に起源を發する事であるが此十道に至りて特殊の意義を具有し、やがて唐朝地方制度中に於いて最も重要な地位を占むるのであつて、その沿革は支那法制史上畫代的のものである。凡唐朝制度を繼承する東洋諸國の多くは直接間接十道制を採用し、今尙現行實施する處もあつて偉

大なる唐代文化の絶好記念となつて居る。十道の研究は地方制度の變遷、交通の發達と最も密接な關係を有して居る。本文に於ては主に十道の沿革を攷へ、その意義を明かにせんと欲するのである。

二 十道制定の由來

武德貞觀を通じて唐朝創業期、三十餘年間は主として太宗李世民の活動期にして武德年間は中原平定舊制整理期、貞觀年間は制度改善國勢發展期であると謂ひ得るから、畢竟高祖李淵は太宗の傀儡に過ぎず、大唐建設大成の偉功は太宗一人に歸すべきものである。武德元年郡を改めて州とし、翌年租庸調の法を制定したけれども同四年に至るも尙律令格式は隋開皇の舊制を其儘繼續すると發表した位であるから、未だ實質的には何等の改善も認められぬ。同七年天下略平定し、新律令

を頒行して稍積極的改善を企て、同九年行臺尙書省を廢して、漸く恒常的統一行政を布く用意が出來た時に高祖は讓位し、茲に唐は貞觀の發展期に入るのである。

太宗は武德九年八月即位した。年正に三十、積極的に國家建設をなすには最も適當の年配である彼は翌年改元と共に二つの注意すべき新政を始めた。結婚獎勵は其一、地方制度刷新は其二である。結婚獎勵の詔勅は二月丁子に發布せられ、凡男子二十歳、女子十五歳以上は悉く結婚すべき事を獎勵し、若し貧困でその費用を缺く者は親族又は同郷の資産家より之を提供せしむる事とした。新唐書本紀 謂ふ迄もなく之は人口増加と一定居處に安住して各自の業務に従事せしめんとする國家發展の根本政策である。交通自由なる大平原に居住し容易に移動し得る支那人は、南北朝以來屢兵火に惱まされた苦き經驗からして殊に移動性は強まつて居

た。近く隋末の騷亂に際しても國外又は僻遠の地に避難する者夥しかつた様で、貞觀三年中塞外から歸還した中國人及び來服した外夷を併せて百二十餘萬人もあつた新舊唐書本紀に徴して此政策の時宜に適した事が知られる。

かく内治行政の根底を鞏固にする爲め、國民を安任せしめんとすれば、先、地方制度の完備が必要である。乃翌三月十日州縣の改廢と十道の制定を發表して行政區畫の改廢に着手した。舊唐書地理志によると

自隋季喪亂、群盜初附、權置州郡、倍於開皇大業之間、貞觀元年、悉令併省、始於山河形便、分爲十道 一曰關內道、二曰河南道、三曰河東道 四曰河北道、五曰山南道、六曰隴右道、七曰淮南道、八曰江南道、九曰劍南道、十曰嶺南道、至十三年定簿、凡州府三百五十八、縣一千五百五十一、至十四年、平高昌、又增二州六縣。

蓋、隋末以來の群雄中、唐朝に歸服する者あれば

高祖は之に土地を賞與し寵祿する政策をとり州縣を分割したから其數は増加し從つて其區畫は細小となつた。隋大業年間の郡は一百九十であるから唐初は其二倍、約四百州もあつた譯である。かく貞觀元年併省を發表してより同十三年帳簿の完成を告ぐる迄、前後十餘年も此事業に費したのは恐らく實致調査を行つたからで、併省發表の翌四月簡點使を發遣した唐會要卷七七のは調査の開始であつて、専ら行政運用上の便否即ち中央と地方との交通關係を實査して改廢を行つたものであらう。そして改定後、州は三百五十八あるから約一割の削減で茲に唐朝新政の基礎が確定したのである。

州縣の改廢と同時に天下を十大區分したものが即十道である。否、同時ではなく、十道は多分、併省を行ふ準備として之に先き立ちて設けられた。十箇處を同時に調査する爲めの區分でなからうか。但し其境域確定は十三年州縣併省完成以後である

事は勿論で、又十道區分の目的は斯る臨時的事業の爲めのみでなく更に夫以外にもある様である。

兎に角十道は唐初地方制度刷新の第一歩で、本來通路を意味する道が茲に一定地域を指示する。然し斯る道の用法は古く漢代に於て既に見る處であり、其後唐初に至るまで諸種の道があつて何れも或る區畫を意味して居る。

漢代の道は郡國に統轄せらるゝ縣の一種で一縣有蠻夷曰道前漢書百官公卿表 凡縣主蠻夷曰道後漢書百官志 由

て明なる如く漢人居住の縣と區別して蠻夷歸屬の地に設けた特殊行政區畫である、従つて道は多く邊陲の地方にあつて恰も唐の羈縻州に似て居る。

故に漢の道は後世の諸道殊に唐十道とは毫も關係はない。漢以後、道を區畫の意味に用ゐたのは元魏であつて唐朝諸道の淵源は此處に發する。元魏は太和以後、屢々諸種の道を用ゐて居るが、大別三種類ある。即ち

一、太和四年西紀元四八〇 十月丁未、詔昌黎王馮熙爲西道魏書本紀

二、正光四年西紀元五二三 二月己卯、以曠々主阿那瓌、率衆魏書本紀

犯塞、遣尙書左丞元孚、兼尙書爲北道行臺持節喻魏書本紀

三、太和八年西紀元四八四 春正月、詔隴西公元琛尙書陸叡爲魏書本紀

(一)の都督は古く魏の黃初三年西紀元二二二 以來ある軍指令官である。(二)の行臺は道武帝西紀三八六 が中山

行臺を設けたるに淵源する通典 一種の行政機關である。(三)の大使の起源は不明であるが定期又は臨時に發遣した使節で、恐く漢代の刺史が特定區域

の行政を監督巡察したのと同様のものであらう。

此等三種は何れも初、道字を附けなかつたのを上記の年代から夫々之を加へて殊に所管區域が方位又は通路を規準にした事を表はさんとする様である。爾後、東魏、北齊、北周等北朝諸國は何れも

此例に従ひ更に隋を経て唐に至るのである。唐朝に於ける道は此等軍事、行政、使節に關する三種及其轉化と見らるゝ十道とである。十道の意義を明かにするが爲め、先此等諸道について考察しやう。

一、唐初軍事區畫に關する道は三種類ある。

イ、關中十二道、新唐書兵志に曰く

武徳初、始置軍府以驃騎車騎兩將軍府領之、折關中爲十二道、曰萬年道、長安道、富平道、醴泉道、同州道、華州道、寧州道、岐州道、豳州道、西麟州道、涇州道、宜州道、皆置府、三(二?)年更以萬年道爲參騎軍……六年天下既定、遂廢十二軍、改驃騎曰統軍、車騎曰別將……太宗貞觀十年、更號統軍爲折衝都尉、別將爲果毅都尉、諸府總曰折衝府、

舊唐書、通鑑によると武徳二年七月、十二道を十二軍に更めたから此等の道は建國當初、僅か一年間しか用ゐぬ軍團名稱であつて、各道名は隋代の縣名又は唐初の州名で、何れもその所在地に因んだものである。即ち萬年、長安、富平、醴泉は

隋の京兆郡に屬する縣名で、同州、華州、寧州、岐州、豳州、涇州は唐の州名である。西麟州は武徳元年より貞觀元年まであつた麟州、即ち後の岐州麟遊縣を指す新唐書地理志が別に開元二十一年、鄂爾多斯地方に麟州を置くから、新唐書の撰者は此等兩州の混同を避けて、前者を西方の麟州の意味で西麟州と記したのであらう。宜州も亦、武徳元年から貞觀十七年まで京兆府華原縣地方に設けた州名である。新唐書地理志要するに此等十二道は何れも關中殊に京師附近の數州に設置した常備軍で、後の折衝府の起源をなし、その道は明かに軍事區畫を意味する。

ロ、戍邊十二道、新唐書兵志中に

唐初兵之戍邊者大曰軍、小曰守捉、曰城、曰鎮、而總之者曰道、若盧龍軍一、東軍等守捉十一曰平盧道、……范陽道……河東道……關內道……河西道……北庭道……安西道……隴右道……劍南道……嶺南道……江南

道……、河南道……此自武德至天寶以前邊防之制、其軍、城、鎮、守捉、皆有使、而道有大將一人、曰大總管、已而更曰大都督、至太宗時、行軍征討曰大總管、在其本道曰大都督、自高宗永徽以後、都督帶使持節者、始謂之節度使、然猶未以名官、景雲二年、以賀拔延嗣、爲涼州都督河西節度使、自此而后、接乎開元、朔方、隴右、河東、河西、諸鎮、皆置節度使、……

此十二道も亦、(イ)の如く唐初軍團名稱の一であつて、玄宗の時に出來た十節度使、經畧使等舊唐書地理志は其發達改名したものである。兩者の目的は同一で、其名稱及び所屬軍城等も殆同じ故、多分所轄區域も亦同一である様に はるゝが、然し十二道は武德何年に始まつたか判らぬ。恐らく開設當初より一確定區域を占有する完備したものではあるまい。一體戍邊防夷を目的とする十二道は國家領域の一定不變ならざる限り、進退移動するは當然で、武德貞觀の勃興期に於いて、その所轄區域を

擴張したに違ひなく、高宗以後に至つても、絶えずその所屬軍、守捉等を新設した。例へば范陽道の横海軍は開元十四年開設で、同道威武軍は萬歲通天元年設置である。新唐書地理志かゝる例は高宗儀鳳二年から玄宗天寶十四載に至る迄、范陽、關内、河西、隴右等の道に多い。又北庭道は貞觀十四年高昌平定以後、安西道も同年以後の設置で、多分顯慶三年安西都護府を龜茲凶に移してからであらうと、所屬軍駐屯位置より推測せられる。要するに戍邊十二道は武德初年に起源を發する國防軍制で道とはその區畫を指すが、唐域開拓せらるゝに従ひ其所屬軍城等は漸次増加擴大したのである。従つて道名も亦開設當初より悉く存在したと推定する事は出來ぬ。故に十二道中に所謂十道と同名のもの七道あるけれど必しも前者は後者の起源であるとも、亦同一區域であるとも斷定出來ぬ。然し兩者は大體地形に基く、從來弘く用ゐられた名

稱であるから、殆、同一地方を指示したであらう。

ハ、出征軍隊名に附する道。主に新舊唐書本紀に記す處で

1 武徳元年三月己酉、齊國公元吉爲太原道行軍元帥

新唐書本紀

2 武徳二年六月癸亥、尙書右僕射裴寂爲晋州道行軍

總管、以討劉武周
舊唐書本紀

3 武徳四年八月丙午、以左武侯將軍張鎮周爲淮南道

行軍總管、大將軍陳智異爲嶺南道行軍總管
通鑑

此種の記事は武徳元年より開元二十一年に至る間の出征軍隊指揮官任命辭令であつて、天寶以後はかかる場合に節度使の任命と更つて居る。行軍總管元帥は王族が總管となつた特別の場合に冠する太原道、晋州道、淮南道は軍隊出動地域を指示する。其地名から推して武徳年間には内地平定軍で貞觀以後は概、外國 略軍である事が知られる。かく地名を冠する事は普通

であるが稀に嘉號を附する時もある。此種の道は陰山道、青坡道、新唐書地理志雲州劍閣道、元和縣志の如き通路の固有名詞で無い。凡、軍隊の活動範圍は即ち其領域と見るべきもので、單純なる行軍通過で無く對敵行動であるから、此道を二點間を連絡する線路と考ふる事は出来ぬ。假りに友軍との間に空隙があつても、當然其勢力範圍で兩軍の領有地域である。故に此道は單純なる通路の意味で無く尠くとも地帯と見るべく軍隊活動區域を指す。

以上三種の道は唐朝軍事區畫を意味する。即ちイは内地の常備軍區、ロは國防軍守備區、ハは戰時出征軍の臨時統轄區である。

二、行台制は元魏以來漸次發達し隋代に於て完備した。隋開皇二年、河北道并州、河南道洛州、西南道益州、同六年山南道襄州、同八年淮南道壽州、行臺尙省を設けた。唐初隋に倣うて行臺尙省を置いた即ち

武徳初、以諸道軍務事繁、分置行臺尙書省、其陝東道大行臺尙書令一人、掌管內軍人總判省事、僕射一人、
……諸道行臺尙書益州道 雍州道 東南道 河東道 河南道令一人掌同陝東道大

行臺、僕射一人、……山東道行舊武徳五年省、余道九年省舊唐書 職官志

此に由つて觀れば行臺は一種の行政で中央政府臨時出張所とも稱すべきもので、武徳元年十二月、秦王世民の陝東道大行臺尙書令を初めとし必要に際し設置したが、武徳九年、中原平定の武功を完くして全部之を廢止した。行臺の道も亦、臨時行政區畫を表して居る。

三、大使に道を附する事は元魏以後極めて稀れである。唐初に於ても屢々使節を發遣するが大使となし道名を附する例は僅に武徳元年十月淮安王神通の山東道安撫大使册府元龜 卷一六一李靖の同四年八月嶺南道大使舊唐書 本紀となる二三に過ぎぬ。然し唐初に於て稀有である(三)が中唐以後に出来る地方行政

官の採訪處置使の起源と最も密接なる關係を有するものであつて、之に附する道も亦使節巡廻の區域を表はして居る。

唐初創設の十道は上述三種の道とは異つてゐる武徳九年行台尙書省を廢して更に積極的に内治發展を計る恒久的施設の一として十道制定が行はれたから、恰も十道は行臺尙書省の變形で之に代つて設置せられた様に思はるゝが、寧ろ、(三)の大使安撫區畫に最も似通つて居る。茲に注意すべき事は元魏以來、通路より轉じて一定地域を意味する道は、其後、一種助詞の語格で使用せられ、單に東南道・關內道、晋州道と稱するのみにて、行臺、都督、又は大使を消略しては道路の固有名詞か、特殊地域を表すか不明瞭、不徹底であるが、所謂十道に至つては明に唐朝全域に亘れる地理的區分で、各道夫々單獨で完全に一定地域を指示する統一的相對的區分の名稱となつた。

三 十道の區分命名境界

一定地域を畫するに大別二様の方法がある。一は外延的に定むる方法で、他は地形に基く方法である。前者は往々國際的境界決定の場合に用ゐられ、人工的畫一的なるに對して、後者は一國內の地方的區分に多く用ゐらるゝ自然的地理的區分法である。

因山川形便

新唐書地理志

又は因關河近便

唐會要卷七〇

と稱す

る十道の區分は勿論後者に屬し交通の便否を標準としたるものである。交通の便否とは二點間を連絡する通路の長短、高低、及び設備等について云ふ事もあるが、更に一步を進めて、連絡すべき如何なる二點を選むべきかの根本問題をも含んで居る國家交通幹線として如何なる二點を選むべきか、換言すれば國家交通系統を如何にすべきかは國情によりて趣を異にする。唐は安史之亂前後によりて國情大に異り夫以前は郡縣制度で中央集權の實

を揚げて居つた。尤高祖即位以來、一族を封國して居るが、之は單に戸別稅收得權の附與に過ぎぬ様で決して土地を領有統治せしめたものでは無い。

故に名は封國であるが實之に伴はない。其後太宗は貞觀十一年六月一族功臣を世襲刺史と爲し、稍封建的色彩を添へたけれども、僅二年にして之を停止した。新唐書本紀かく唐は從來、多くの國家が封建

制又は封建郡縣併用制であるに對して専ら郡縣制を布いた。かゝる中央集權的統一國家の交通系統は京師を中心として各地に放射狀をなすを理想的とする。即ち交通上選むべき二點の一は必ず中央政府所在地で他の點は各地方の重要地點であるを要する。而して實際唐初の交通系統は此理想に近い者であつた。思ふに各國交通要路は最近交通機關の革命期までは古來大變化はない様である。所謂中原の交通も地形上限定せられて居つて、太古漢民族移入増殖蔓延の徑路と、唐初の交通要路と

は略一致する。該民族の移動についてはリヒトホーフェンの説が一般に是認せられて居る。其説に由ると大様次の如き徑路である。

第一、河西地方より渭水に沿うて西安地方に至る。

第二、西安より黄河支流の汾水流域に沿うて山西地方に至る。

第三、西安より渭水、黄河に沿うて河南地方に達す。

第四、河南より黄河北岸に出で黄河と太行山脉の間を北に進む。

第五、河南より南陽を経て南下す。

第六、河南より黄河南岸に沿うて山東に出で南北に擴まる。

以上の六線は有中以後に於いても大牀主要通路であるが、然し其後、人爲的に開かれたる要路も出來て、唐初主要通路は多少此等と異つて來た。

即ち西安より秦嶺山脉を越して成都に至る、所謂漢中巴蜀を通ずる要路が、三國時代に開かれ、又隋代に開鑿せられた運河は中原南北の交通を自由ならしめその東西に略併行して居る第五、第六二線に及ぼした影響は尠少でない。かくて唐初には京師東都を連絡する一大幹線の東西に延長したものと、之と京師及び東都に於て交叉する、稍南北に縦貫する二大幹線とあつて、その交通系統は三大幹線を基礎とするとも見られ、又京師と東都との距離は比較的短いから其距離を無視して、假りに兩都を一點に合せしむると國都を中心とした六大放射線狀の理想的交通系統であつたと看做し得るのである。然し京師と東都との距離は當時の里程で八百五十里ある。中唐に至るまで其間の水運は開けず、比較的難路であつたから、交通中心は實は此等二點であつた事を認めねばならぬ。而して單に天下交通の中心としては東都は京師より

も遙に地の利を占めて居つたが、十道制定前後に互つて、唐朝は軍事上等の都合で、中央政府を京師に置いたから國家交通の要路は此處を中心とする四大線と、其内の一線が東都で分れた三大線と合せて七大幹線から成立つて居る。唐初地方重要地點であつた五大總督府は何れも此等幹線に中つて居る。即ち

武德五年八月辛亥、以洛、荆、并、幽、交州爲大總督府
舊唐書
本紀

并州は第二線、洛、幽二州は第四線、荊州は第五線、交州は其延長線上にある。更に唐初に於ける各線の實況を考ふるに

第一幹線(京涼線)、隋代より西域交通の要路にして大業年間西域諸蕃の入朝を獎勵してより此通路に中る州郡は其送迎に疲れた隋書食貨志程で、同三年煬帝が涼州へ巡行し、又貞觀三年玄奘は此路より入竺した。唐初西方の幹線である。

第二幹線(京并線)、汾水を溯つて并州に至るまでは主線にして并州は大業十三年高祖李淵が義旗を揚げた處で、彼は此線を通つて京師に乗込んだのである。并州以北は突厥との交通も開け又第四線の幽營地方へ連絡もあつて唐初北方の幹線である。

第三幹線(京洛線)、全唐交通の大動脈と稱すべき最重要幹線である。

第四幹線(洛幽線)、東都より洛幽二州を経て東北營州に至る。營州は高麗に通する要關で貞觀十九年太宗は此路より高麗を親征した。隋の運河、永濟渠は略此線と一致して居る。唐初の東北幹線である。

第五幹線(京襄、荆、桂、交線)、東都より漢江に沿うて南下し長江流域に至る通路は既述の如く隋代に開かれた通濟渠、邗溝の影響を被りて唐初、其價值大に低減した。此運河は中原南北連絡の大

幹線であるから、其平行線たる洛荆線には殆致命傷であり又洛揚線の價值を大半減殺した。洛荆線は東都より正南、長江中流に出づる捷徑であるが中途分水山脉を横斷通過する難路であるから、寧運河に依り迂廻する方遙かに便利であつた。然此線の襄州以南は秦漢以來、武關を経て關中と長江中流地方との連絡要路に中り、京襄荆線は隋唐時代に於ては江南嶺南の開發に伴うて、愈重要通路となつたから永濟渠、邗溝の開通によりて打撃を受けた洛荆線は唐初に於て、寧京師を基點とする京襄荆線に變更したと看做し得るのである。江南は大體南嶺山脉により二分せられて別區域をなし江北との交通も各別途による。即ち嶺北は東晋南渡に因り直接漢人文化に浴し江東より開發したが嶺南は古く海上より之を移入し西江下流を中心に發達した。海上交通が内地交通の發達に伴はず頗る幼稚であつた唐初に於ては、京師と嶺南との連

絡は主に陸路に因り南嶺を通過して京、襄、荆の第五線に連絡した様に思はれる。此假定は南嶺山脉の通路からも推察出来る。凡、南嶺通路は三線ある。

一、贛江沿線||度—大庾嶺—韶—

二、湘江沿線||衡—永—桂—

三、湘江沿線||衡—郴—韶—

(三)は最捷徑で粵漢鐵道線に中るが唐代に於ては之よりも寧(一)線がより多く利用せられ、殊に(二)が幹線であつた様である。(一)は開元十六年新路を作り途上に新設縣も出來た位であるから交通頻繁である事は考へらるゝが唐初に於て(二)は更に夫以上の要路であつた。漢以來利要せられた湘灘二水連絡運河は此通路にある。尤も中唐敬宗の時、王渤が改鑿する以前、唐初に於て實益を上げたか否か不明であるが古來南嶺横斷の主要路たりし事は察せらるゝ。唐初江南の平定は西方より漸次東方

に及ぶのであつて武徳四年江陵の蕭洗平定後、李靖は嶺南道慰撫大使として此の通路より嶺南に向つた。舊唐書列傳六七又同年襄州に設けた山南道行臺が交、廣等嶺南の諸州を統督し、舊唐書地理志翌五年荊州大總管府は潭、桂、交の諸州を管轄し、武徳七年之を大都督府に改めた後も依然同様で何れも二線上の諸州を統督するけれど一線のそれとは無關係である。此等の點から考へ、唐初京師嶺南の交通幹線は京、襄、荆、潭、桂、交の連絡線に相違ない。

又廣、邕、瓊、交の陸路は隋代に開かれ貞觀十二年にも通過して居る。通鑑から、唐初嶺南縦貫の通路は陸路を主として、加之六朝以來盛になつた南海天竺との交通も亦此線に接續した。新唐書地理志要するに第五線が京師交州間、中原縦貫の大幹線であつた。

第六幹線(洛揚杭線)、山東の登州は高麗、渤海との交通要港であり萊州は隋煬帝、唐高宗の高麗征

伐に方り海上軍出征港であつた、又泰山及び曲阜は歷代帝王屢々巡行した。然し此地方の中心は黃河流域よりも寧淮水沿岸にあり且つ江南との交通關係から、其主要通路としては隋代以來の通濟渠邗溝と一致する線か或は更に直線的に東都揚州間を連絡する淮水支流と平行した通路かを撰ぶべきである。そして之に揚州より更に江南河によりて杭州に達する迄を合せたものが唐初東南幹線に中るのである。

第五、第六線は中原縦貫の二大幹線である。初唐よりも更に交通發達した盛唐、天寶五載正月、禮部尚書席豫等七人が天下十五道を巡按した時に諫議大夫韋見素が山南東道、江南西道、黔中道、嶺南道を鴻臚少卿源光譽が淮南道、江南東道を分擔した。冊府元龜卷一六二事は、大體此等二線を骨子とする通路の存在を證するものである。而して長江の航行は初唐以來盛んで恰も中原横斷の大幹線の役目を

なし第五、第六線は何れも之と京師とを連絡してゐるが第六線は水運を利用出来るから之に連絡する方がより多く便利である。故に長江の航路は第六線の一支援と看做して可い。

第七幹線(京益線)、岐州より秦嶺の斜谷路を通過して梁州に出で、更に大巴山脈を横断して巴蜀盆地に出づるもので、所謂蜀棧道は此線の大巴山脈中にある唐初西南幹線である。

以上唐初に於ける國都中心の七大幹線は十道區分の標準となつて居る。貞觀元年州縣併省に方り必ず、此等放射狀幹線の特殊地點十處を撰びて基點となし、各基點より着手して、兩都と州、州と屬縣との道里を考査しつゝ、近き州より漸次遠き州に進み、交通路網を作つた結果、十大區畫を設定するに至つたものと思はれる。而して此等調査基點が即ち十道命名の根據となつた様である。古來地方區畫制中十道に最も近い面積であつたのは

禹の九州と漢の十三部であるが、十三部の名稱は九州に起源を發する。九州は其後各地に移動し且つ漸次小區域に分化したから、唐初に於ては最早地方大區分の名稱として之を襲用しても、適確に一地方を表示する事は出來難くなつて居り、且つ此等の名稱は唐朝も亦州名として存置したから、茲に十道の新區畫に對しては傳統的ならざる別種名稱を考案する必要あり、乃、十道區分の基點に因んで命名するに至つた様である。

第一關内道は直接に幹線とは關係なく間接に幹線上の關門を標準とした命名で、古く關中と稱したと同意義である。初唐の關門配置については不明であるが中唐に於ける上中下二十六關唐六典卷三〇中略地理志考證ものは初唐の主要なる關門であつたに違ひない。即ち六典に據ると

上關六の内六

(關内道)京兆府藍田關

(第五幹線上)

(同)華州潼關

(第三幹線上)

(同) 同州蒲津關 (第二幹線上)

(同) 岐州散關 (第七幹線上)

(同) 隴州大震關 (第一幹線上)

(同) 原州隴山關 (第一幹線上?)

中關十三の内六

(關内道) 京兆府子午谷關 (山南道通路)

(同) 京兆府駱谷關 (山南道通路)

(同) 同州龍門關 (第二幹線上)

(同) 原州木峽關 (關内道境域)

(河東道) 石州孟門關 (關内道) 華州渭津關 (第三幹線上)

下關七の内四

淳州甘亭關

百罕關

利州石門關

延州永和關

以上十五關中十一關は關内道に屬する。但し新

唐書地理志によると蒲津河東道大震隴右道龍門河東道の諸

關は關内道所屬で無いが何れも同道の境域にある此等諸關中所謂上關は悉關内道に屬し交通幹線上にある事は道名の生ずる所以であるが、就中潼關は重要地位を占むるから關内道は潼關以内の意にも解せられる。之は後梁及び北宋は唐十道制を採用し汴京を國都としたから、潼關を標準として關内道を關西道に改名した事實よりも推知出来る。要するに交通幹線と密接な關係ある關門を標準として關内道は區畫命名せられた。

第二、河東道は弘く黃河以東を指すのであるが殊に京師より此地方に入る最初の地名に因んだ命名である。即ち第二幹線の黃河以東最初の地、蒲州は古く秦の河東郡であり、近く隋も亦同名の郡を置いた關係からして斯く命名した様である。

第三、唐代に於て黃河は鄭州以東は現任よりも更に北方を流れたから河南道は概ね黃河以南であつて、その命名は肯綮に中つて居るが殊に此道の

脊髓たる第六幹線の出發點、の洛州に因んだ命名であつて、此地は漢及び隋の河南郡治であつたらとも見られる。

第四、河北道は黄河以北の地で主に第四幹線の基點ともいふべき黄河北岸の孟州治に因んだ命名であらう。此地は隋唐何れも河陽縣を置き、貞觀年間河北道懷州に屬し河陽宮河陽關がある、河陽即ち河北が命名の起源をなす様である。

第五、山南道は泰嶺山脉以南の地である。元來此地方は山多く人少く、交通不便で統一的地勢をなして居らぬ。其主要通路は第五線の外に尙一筋あつて京師より天沙嶺を越して梁州に出で洋金二州を経て漢江流域の襄州に達し第五線と合して居る。此道は關内、淮南、劍南の隣接諸道境域が確定した結果、受働的に限定せられた感がある。其後屢々境域を變更し、又景雲二年東西二道に分れた唐會要卷七〇のは共に交通系統が益々明瞭になり此道

本位の境界を確定し得るに至つた。兎に角道名は第五幹線の秦嶺パツスに因んだものであらう。

第六、淮南道は淮水以南一帶の地を指し殊に第六線と淮水との交叉點たる楚州を基點とした命名であらう。楚州は東晋以來淮陰郡であり、其屬縣に淮陰縣があつて通濟渠淮水の連絡點を縣治とするから此縣名に因んだものであらう。尤も東都揚州間を直線的に連絡する通路を第六幹線とすればその線と淮水との交叉點に中る壽州を基點とした命名とも考へられる。壽州は隋代に淮南行臺を置き淮南郡治であり、唐初、江淮間の襟要地である但淮南郡は東晋咸和中に江南に矯立した事もあり其後屢々州治を變じたから殊に淮南道の命名地點を決定せんとする事は無理かも知れぬ。

第七、劍南道は第七線の利州より巴蜀盆地に入るに方り劍閣を基點として其以南一帶を包める命名である。

第八、隴右道は舊唐書地理志に「貞觀元年、分隴坻已西、爲隴右道」と記す如く第一線上の隴山を基點として其以西を一道となしたるもので秦以來隴西として知らるゝ地方を中心とした。東を左、西を右となすは支那古來の習慣である。

第九、江南道は他道に比較して地域頗る弘大で交通幹線の基點を確定する事は困難であるが、第六線の長江以南即ち江南河の出發點たる潤州に據つたものであらう。此地は武德元年三月、沈法興が丹陽潤を根據地として江南道總管と稱した新唐書本紀。例もあり、又第六線の一支線たる長江溯航の基點であるからである。

第十、嶺南道は第五線が南嶺通過點を規準としたる嶺南全部を包括する命名である。

以上十道名は唐初交通幹線上の特殊地點に因んだ命名であるが名稱其物は決して斬新なるものにあらずして多くは從來慣用せるもので武德以來行

臺、行軍總管、安撫大使等に附加した道名である。即ち

一、河東道行臺通鑑武德中

二、河南道安撫大使通鑑武德四年五月

河南道行軍總管册府元龜四〇五武德中

三、河北道行軍總管通鑑武德五年七月

河北道行臺通鑑武德四年十月

四、淮南道行軍總管通鑑武德四年八月

淮南道安撫大使和州總管册府元龜一六四、武德二年九月、

五、山南道招撫大使册府元龜一六四、武德三年

六、江南道總管新唐書本紀武德九年

七、嶺南道行軍總管通鑑武德四年八月

嶺南道大使新舊唐書本紀武德六年八月

若し唐初の戍邊十二道中の關内、隴右、劍南諸道名も貞觀以前に存したならば何れも十道名の淵源をなすものである。要するに十道名稱は從來弘く知れ亘つた地方的名稱で略其表示する地域も

一定してゐる様である。但し唐初此等の外に尙、
 陝東道武德四年十一月 山東道武德元年十一月等の名稱も
 用ゐられたから十道名は此等の内から最も適當な
 るものを選択したのである。各道名は關内道以外
 何れも其道本位の自主的命名でなく京師規準の從
 屬的のものである。故に十道名稱は之を綜合的に
 考察するに、各交通幹線上の基點に據り京師を中
 心とする各道方位に因んだ國家本位の統一的中央
 集權的の命名であつて唐初の勃興的國情に最も相
 應はしいのである。而して之を州、部又は郡とい
 ふ傳統的區分名によらずして何道となした事は主
 として交通幹線を基本としたが爲めで、是に由つ
 て、從來單獨にては地理的區域を表はすに稍不充
 分であつた道の意義を擴充せしむると同時に、舊
 套を脱した革新的區分法である事をも完全に表示
 して居る。

次に十道の境域について考察するに、唐初州縣

併省に關する調査を行ふに當り、交通幹線上の特
 殊地點を基本とする交通路網を作つた結果、各幹
 線間に於ける比較的交通遮斷性に富んだ山脈河川
 を境界とする十大區畫を設定するに至つたもの即
 ち十道である。十道中關内道のみは京師を中心と
 して略圓形をなすが、他の九道は各基點を扇眼と
 する、九箇の扇型交通路網をなし、各扇縁邊に方
 る山河は實に支那地形の骨格となれる處のもので
 ある。十道境域と地形の關係は次の様である。

第一、山脈。

一、隴山、六盤山より蘭州に至る、渭水と涇水
 との分水山脈は隴右道と關内道との境界。

二、秦嶺山脈の天沙嶺以東は關内道と山南道境
 界。但し南麓の商州は關内道新唐書地理志と通鑑通鑑と山南道舊唐書地理志とあり、金州も亦關内道通典と山南道新舊唐書地理志とある。

通鑑説とある。

三、西部大巴山脈は隴右道劍南道の境界。

但し南麓の松、當、靜、忠、拓、等諸州は何れも十道開設の時は隴右道に屬したが、永徽以後は劍南道に變更し、廣徳元年吐蕃に没入し、後復歸して行州となる舊唐地志元和郡志から開設當初は大體大巴山脉南麓を境界とするが、後北麓に變更した。

四、大行山脉は河東道と河北道との境界。

五、漢江と洛、淮二水との分水嶺伏牛山脉は河南淮南二道と山南道との境界。

但し西麓の唐州は單に山南道説六と至徳以後河南道より山南道に變更したとする説舊唐書地理志とある。

六、南嶺を中心とし西は桂湘山地より東は閩浙山東南部まで江南嶺南二道の境界。

但し五嶺南麓の連州の江南道舊唐書地志元和縣志説と嶺南道新唐地志、通鑑説とある。福、建、泉、汀、漳の諸州は初め嶺南道なるが、天寶初年、江南道に變更したとする説舊唐書地理志は開元中此等の州が江南道であつた六事實から考へて誤なりとする方輿紀要の

説は正しい。又潮州を江南道とする通説もある。

第二、河川。

一、黃河

イ、鄂爾多斯より潼關までは關内道と河東道との境界。

ロ、潼關より孟州まで河南、河東二道の境界。

但し南岸の虢州は河東道六説と河南道新唐地志通鑑説とあり開元以前河南道で以後河東道に變更したとす

舊唐地志説もある。河南道所屬、時は北岸も陝州所屬であるから河は道境とならず、河東道所屬とすれば南岸河東道、北岸河南道といふ變態となる

ハ、孟州より河口迄は河南、河北二道の境界。

但し孟州は河南道舊唐地志通鑑説と河北道新唐地志通鑑説とあり其州治河陽縣は真觀中河北道懷州に屬し舊唐地志他の屬縣も所屬州を變更した。棣州は河南道通鑑説と河北道六説とあるが初河南道又武徳八年より真觀十七年まで河北道滄州所屬となり新唐地志乾元以後

河南道に入つた貞元十道録序のである。

二、淮水。

光州より河口まで河南、淮南二道の境界。

但し濠州は武徳中淮南道、貞觀以後河南道に變更した。元和郡縣志

三、楊子江。

イ、嘉陵江上流、鳳州昭化間は隴右、山南二道の境界。

但し西岸、成州は山南道説新唐書地理志と隴右道舊唐地理志

六典説とあり又初、隴右道、貞元以後山南道に變更したとする説元和元縣志あり、文州、扶州は貞觀中

隴右道、永徽以後、劍南道、貞元以後、山南道に變更したとする説元和元縣志あるが單に劍南舊唐地理志、六縣通典、山

南新唐地理志、二道何れかの所屬となすのもある。

口、嘉陵江本流、昭化重慶間は劍南、山南二道の境界。

但し境界に接する閬果二州に關して山南道説新唐地理志

通鑑と劍南道説舊唐地理志及び初、劍南道にして開元中、山

南道に變更したとする説太平寰宇記がある。又合淪二州についても山南道説舊唐地理志、通典と劍南道説新唐地理志、通鑑

ある。尤も此等四州の屬縣は嘉陵江の兩岸に跨つて居るから、嚴密に道境とはいひ得ない。

ハ、瀘州重慶間は劍南江南二道の境界規準となるだけで長江南岸に沿ふた僅少の地は劍南道所屬である。

ニ、重慶鄂州間は山南、江南二道境界規準にして南岸も北岸同様山南道に屬する。而して陪州は貞

觀中江南道、開元中、山南道に屬し太平寰宇記又澄朗二州は天寶以後江南道より山南道に轉じた舊唐地理志か

ら二道の境界は益々長江に遠ざかる。唯、岳州附近のみ境界をなす。

ホ、鄂州より江口までは淮南道、江南道の境界。以上十道は中原主要山川によりて十大區分せられたるもので、交通を主とする自然的地形利用の

區畫たる事は明瞭である。そして河川は遮斷性薄弱なるのみならず、却つて陸上よりもより多く交通の便ある處もあつて境界としては確實性は少ない。長江中流に於て殊に此の感は深い。

因みに舊新唐書等十道列記の順位が異つてゐるのは各道間に等差を認めて居る爲めであるけれども大差ある譯ではない。唯江南の一部及び嶺南道だけは他道とは大に異つて居る。蓋し此等の地は京師より三千里以上で唐律流刑中の最大距離に中つてゐるから、重罪犯人の此地に流謫せらるゝ者多く、此地方に赴任する官吏は、恰も流罪の様に思はれて、一般に喜ばれない傾向があつた。其代り三千里外の地は上番を免せられた。故に嶺南道及び開元年間に至り江南道から分離した黔中道は南選と稱して官吏特別任用法があり又特殊税法の規定もある。十道は地形を利用した區分であるから地の利を得ざる此等地方に對して除外例を設けざ

るを得なかつたのである。

四 十道制定の目的

十道制定の目的は明白でない。貞觀元年三月州縣改廢の調査區域として十大區分をした事に淵源するとしても十道は勿論かゝる臨時事業の爲めのみでなく更に夫以上に制定の目的があつた様に思はれる。一見、之は地方行政區畫の様に思はるゝが十道には初め何等行政的設備はなく、又行政上に於ても十道は認められて居らぬ。唐初弘義の行政上の區畫は之を地方行政、軍事行政、及び監察官等巡視區畫の三種に大別する事が出来る。今此等各區畫と十道との關係を考察するに

一、地方行政區畫と十道とは何等の交渉は無かつた。中央政府の制令は尙書省から發して直ちに地方へ州、縣、郷の順序で下に傳はり地方からの上奏は此順序を逆に繰返すのであつて兩方共に道

とは關係はない。新唐書
百官志

二、軍事上の區畫は唐初折衝府、戍邊十二道、都督府及び都護府であるが、折衝府は關中十二道の變化發達したもので貞觀十年に出來、六百三十四あるが京師附近の各州に多く分布して普く十道全部に行き亘らぬ。戍邊十二道は國防軍であるから、唯外國關係の密なる道の外邊にのみ存在したに過ぎぬ。都護府は高宗の時に至つて出來るから十道制定とは無關係である。都督府は隋以來の總管府が武德七年に改名したもので各府數州宛を統轄して居るから地方行政とは最も密接なる關係がある。然し一都督府が十道區畫を無視して甲乙二道の州縣を統轄して居る實例が二三あるから兩者の關係は認め難い。例へば

イ、洛州都督府は武德九年より貞觀十三年まで存續して洛、懷、鄭、汝、四州を管轄する。其内懷

州のみは河北道で他は河南道に屬する。舊唐書
地理志

ロ、荊州大都督府は武德七年から貞觀以後まで存續して荆、辰、澧、朗、東松、岳、碭、玉八州を統督するが辰岳二州は江南道に屬し他は山南道である。辰州は貞觀十年黔中都督府に變更したが岳州は其まゝで變らぬ。舊唐書
地理志

ハ、揚州大都督府は武德九年に開設し所管一州中越州のみは江南道で他の六州は淮南道所屬である又貞觀十年都督府に變更し其所管七州中揚、滁和の三州は淮南道で他の四州常、潤、宣、歙は何れも江南道に屬する。舊唐書
地理志 尙唐會要八によると貞觀二年五月濮王泰が使持節大都督揚州刺史となり、十六州を統轄する中揚、楚、舒、廬、壽、等は淮南道常潤歙、蘇、杭、宣等は江南道、海、溧は河南道所屬である。

ニ、安州都督府は貞觀七年より同十二年まで存續し、五州を管轄する内、隋、復二州は江南道、他は淮南道に屬する。舊唐書
地理志

かく軍事行政區畫は何れも十道とは没交渉である。但唐初の行軍總管中稀に十道と同名なのがある。武徳中の者は既述した、其後の例をあぐれば

關内道行軍總管 新唐書本紀
貞觀二年三月

江南道行軍總管 新唐書本紀
光宅元年十一月

此等は何れも臨時軍團行動區域にして殊に十道制定後のものは十道區畫を之に利用したるものと見らるゝも之を以て常設的十道制定の目的なりとは認め難い。

三、中央政府が地方行政につきては各州の刺史が年々朝集するを竣つて之を知るは唐朝制度の原則であるが、尙直接地方行政の真相を明かにし、特殊事變の發生に際して實情を調査し、又は住民を安撫するが爲めに使節を發遣する。此等使節には常設的のものと臨時的のものと二種ある。監察御史、巡察使等は前者で撫慰使、宣勞使等は後者に屬する。而して此等使節の巡察は十道制定と何

等の關係もなかつた様である。先、監察御史定員について異説がある。

一、武徳初 貞觀二年 定員 十員 唐會要
卷六〇

貞觀廿二年 顯慶中 定員 十員 通典
二二

貞觀廿二年 定員 十員 通典
二二

貞觀廿二年 定員 十員 通典
二二

舊唐書は十員新唐書は十五員とす。故に十道制定

の際には各道一員の分擔區畫ならざるは明白である。

又監察御史は巡按郡縣通典又は十道巡按新唐書
百官志を

目的の一とするも之を實行した十道との關係を認

むべき事實は武后の天授二年の十道存撫使以後で

あるから十道制定當初は未だ天下巡察の單位で無

つたのである。十道存撫使につ
いて後に述べる

臨時派遣の使節は貞觀八年正月蕭瑀李靖等十三

人觀風俗使唐會要
卷七七又は諸道黜陟大使通鑑として、巡

省したのを始め同二十年正月の大理卿孫伏伽等二

十二人の四方巡察唐會要二二
册府元龜二六〇等は何れも十道を

分擔區域となしたとは思はれない。但し以上三種中十道は後年第三の使節巡察區域と最も密接の關係を生ずるを以つて十道制定當初の目的も亦、此處にあつたと判定すべき何等の積極的證據は見當らない。

要するに十道制定の目的は不明であるが恐らくは次の何れにか歸するであらう。

一、十道は地方巡按區畫として制定したものであるが何か事情があつて後年まで之を實行しなかつたか。

二、貞觀元年の臨時州縣併合事業の爲めの一時的區分に過ぎなかつたが後年地方巡按の分擔區域を定むるに方り一時的の十大區分が交通上の特徴ある事等の爲めに之を其儘復活利用して常設的區畫としたものであるか。或は

三、夏の州、秦の郡、漢の部の如く古來大國には何れも革新的な意義ある大區畫を制定して居る

から之に倣つて唐朝は何等特殊の目的なしに形式的に地理的十大區分をなしたものを後年(二)の如き經路を辿つて地方行政區畫となすに至つたものであらう。

五 十道の變遷

十道の變遷は形式、内容兩面の觀察を要する。先づ形式的方面を見るに貞觀十三年に完成した十道所屬州は三百五十八であるが、其後開元二十八年に三百二十八ある故、更に約一割減少した。又各道の境界となつた山岳河川の交通遮斷の程度は十道開置當時、各道其概ね其道本位で認定したもので、鄰接道との交通關係を兩面より比較考察した公平な結果でなかつたが、其後各道の交通關係が便利となり明白になるに従ひ州縣の所屬を改正し道境を變更したものは尠少でない。かく道内府州の改廢増減により又州所屬道變更によりて各道

共、形式的に種々變化したが殊に其顯著なるものは山南道である。此道は開元以後、其境域を擴めた。即ち西方の閬果二州は開元中劍南道より加つた。合渝二州も亦恐く同様であらう。南方の涪州は開元中、豊朗二州は天寶中に江南西道より來屬し東方の唐洲は至德以後河南道より加入した。北方の金商二洲も恐く此頃關内道より轉附したものであらう。かくて唐初他動的に確定した感のあつた此道境域が、開元以後交通發達、地理明白となつた結果、此道本位の改正をなすべき必要に促されたからであらう。斯く境域の變更するのみならず、更に山南、江南隴右三道は二又は三分せられた。即ち景雲二年五月山南道は東西二道となり隴右道は涼洲以西分離して河西道と稱し、開元十三年江南道は東西二道となり同十七年京畿東畿の二道も出來其後又江南西道から黔中道は分れた。

此外、劍南道北部諸州の廣元々年吐蕃に没入し

たるが如き特殊不可抗的變化もあつた。

以上は所謂十道本州の變遷であるが、此外に太宗の晩年より高宗の初年に亘り歸屬した地方を約八百の羈糜州となして、各道に分屬せしめたから唐朝の領域は非常に擴大した。然し羈糜州は本州と違ひ之を統治する土酋國王の一時的歸服に過ぎない。羈糜州が本州となり、本州が羈糜州又は行州に更つたものも多少あるが、之が爲めに十道本域には何等の影響は無つたと見て差支ない。

斯の如く十道の分離増減の形式的變遷ある以外に、當初單に地理的區分であつたごしか思はれぬ十道が、開元中に至れば純然たる地方行政區畫となる、内容實質的方面の變遷がある。此變化の發端は高宗即位以後間もなく表はれた。即ち顯慶三年十一月、吏部尙書唐臨奏以(許)諱爲江南道巡察使(張)倫爲劍南道巡察使^{通鑑}は道を地方巡察の單位となす最初のものである。之より十道は漸次行政區

畫に變化するのであるが十道全部に亘つて使節巡察の單位となるは龍朔三年八月遣按察大使于十道新唐書に始まる様に思はるゝ。然し之と同一事實を記する冊府元龜六一に十道の文字は見當らぬから此十道は漠然唐域を指したに過ぎぬ様である。之に次ぐ十道使節の記事は

天授二年發十道存撫使、以右肅政御史中丞知大夫事

李嗣眞等爲之唐會要卷七七

にして監察御史の地方巡察に關する最初の記載である。十道巡察は實に武后の時に始る事は李嶠の萬歲通天元年の上疏唐會要卷七七中に「陛下創置左右臺、分天下察吏善否」と云ひ垂拱二年の諸道巡察使の經驗に基き將來各道處察に關する改革意見を開陳して居る事から知られる。故に天授二年の存撫使は各道を分擔區域としたに違ひない。

而して神龍元年十一月武后殂して李朝復活するや否や翌二年二月巡察使を派遣したのは武后以來

の十道を使節擔任區畫とせる制を其儘繼續せるものなるべきも尙新政の意味を以つてその組織を説明して居る。即ち

神龍二年二月遣十使巡察風俗、下制曰……宜於左右臺及内外五品以上官、識理通明、立性堅白、無所詘撓、志在澄清者廿人、分爲十道巡察使、二周年一替、以廉按州部冊府元龜卷一六二

其他唐會要七通典三舊新唐書本紀は何れも此時

十道を巡察分擔區域となした事を記して居る。此等諸書の内、通典のみは獨り「置巡察使」と記して遣字を用ぬ。遣と置との差異については巡察使と按察使とを比較するを要する。按察使の記事は

一、景龍二年置十道按察使唐會要卷七七

二、景雲二年閏六月初置十道按察使舊唐書本紀

八、同 月置十道按察使道各一人新唐書百官志

二、至景雲二年改置按察使道各一人通典卷一六二

一、景雲二年一月降十道使按察冊府元龜卷一六二

へ、同 年七月分遣都督刺史十道按察同上

等であるが(ロ)は最も正鵠を得て居る。巡察使と按察使とは其目的は大體同様であらうが後者を初置又は改置とする點から考へても兩者は單に名稱の相違のみで無く少くとも遣を置とするだけの差異はある。思ふに遣は發遣で中央政府より御史等が地方巡察の爲めに發遣せらるゝ事で、之に對して置は設置であるが、單に新設の意味でない事は殊更に初置と記する事でも想像せられる。多分按察使は地方官たる都督又は刺史に之を兼任せしめて地方に分置駐在せしむる制度となしたるものにして從來の中央政府派出官たる巡察使に更ゆるに地方官を以てしたる點が初置改置とする所以であるまいか。按察使は地方官である事は唐制の影響著しき日本の按察使からも推知する事が出来る而して(ハ)の都督刺史を分遣したのは新制度の實施を指すのであるから差支ないが(イ)の置按察使は之と同一と思はるゝ景龍三年遣十使巡察天下册府元龜卷一六二

と比較して置は遣、按は巡の誤謬に相違ない様である。かくて開元二年より同十七年に至るまで改廢を繰返しつゝ多少の變更をなし遂に開元二十二年に至つて十道使節は純然たる地方官となり、十道區分は爲めに地方行政區畫となるのである。即ち

イ、開元二十二年二月十九日初置十道採訪處置使……

唐會要七七
舊唐書本紀

ロ、開元二十三年二月辛亥(二十五日)初置十道採訪處

置使册府元龜
卷一六二

ハ、開元二十二年分天下爲五十道、每道置採訪處置使、

檢察非法、如漢代刺史之職
舊唐書地理志

開元二十二年二月十九日は辛亥に當るから(イ)の時期は正しく(ハ)の五十は勿論十五の誤である。

採訪處置使は各道内の技量拔群な刺史を選んで兼任し各理所に駐在せしめた。漢代の刺史は各擔任部内の郡國を毎年八月巡察する中央官で直接國

民と交渉はない。探訪處置使は按察使に似て地方官を監督する爲め地方官に兼任せしむるから、監督せらるゝ者が同時に監督する地位に立ち、又親しく國民にも接する、各道を擔任區畫とする地方官であつて道内に各理所を一定した。而して此制は唐初にあつた行臺尙書省の遺制通典と稱せらるゝ程であるから、理所は中央政府にも比し得る位に設備の整つたもので、十五道は茲に純然たる地方行政區畫となつた。各道理所及び最初の任命は次の様である。

道名	理所	最初の探訪處置使
京畿道	京師城内	裴 贖
都畿道	東都城內	裴 贖
關内道	京師	李 尙 隱
河南道	汴州	國子祭酒汴州刺史嗣魯王道堅
河東道	蒲州	太原尹 崔 隱 甫
河北道	魏州	禮部侍郎兼魏州刺史宋 瑤
隴右道	鄯州	秦州刺史 裴 敦 復

山南東道	襄州	荆州長史	韓 朝 宗
山南西道	梁州	梁州刺史	宋 詢
劍南道	益州	益州長史持節劍南節度副大使王昱	
淮南道	揚州	揚州長史	韋 虛 心
江南東道	蘇州	潤州刺史	劉 日 正
江南西道	洪州	宣州刺史	班 景 倩
黔中道	黔州		
嶺南道	廣州	太常卿廣州事嶺南經略使李朝隱	

以上の道名及び理所は舊唐書地理志に、探訪使名は冊府元龜一六二に據つた。此書に黔中道を掲げぬ代りに河西道を記し「太僕卿兼判涼州都督持節河西節度等副大使牛仙客」を探訪處置使となす。若し景雲二年五月隴右道より分離した河西道を十五道の一と認むるならば涼州都督がその探訪處置使に爲るのは他道の例より考へて最も可然事であるに關らず河西道は「不在十道之内」舊唐書地理志註の記事と矛盾する。恐く探訪處置使開設の時は河西道を十五道の一に加へ、後間もなく黔中道を之に更へ

たので不在云々は其時以後の決定であらう。

斯く十五採訪處置使を設け十五道に區別せるに關らず、之を十道採訪處置使と稱し、又は單に十道使六典三〇といふのは貞觀以來の慣用に従ふだけで深い意義はない。十五道行政區畫が出来て採訪處置使が各道に駐在する事は道毎に中心を生じ地方分權の端緒をなしやがて節度使内地に出来て安史亂後藩鎮跋扈する遠因をなすのである。要するに貞觀年間に地理的の地方區畫たりし十道が武后以來中央官吏巡察の區畫となり、景雲二年地方官を以て之に代へ地方行政區畫たるの起源を開き、更に開元二十二年純然たる十五區の地方行政區畫となすに至る。但し此等巡察按察採訪等の使節は何れも常設官の定期的巡按なるに對し先天元年新政布告の爲の宣勞使を道別に出したのは臨時使節發遣の好例である。

安史亂後の十道變遷は採訪處置使及び節度使の

盛衰と重大關係がある。玄宗治下に出来た十節度使は唐初の成邊十二道に淵源する國防軍であるから其所管區域は十五道採訪處置使のそれとは同じくない。即ち開元天寶頃の十節使舊唐書地理志は經略使の管下に隸屬して各道共邊裔の一部を管轄するに過ぎぬから節度使等の所管區域は十五道區畫を亂す事なく且つ外國と沒交渉なる山南道淮南道は其の必要全くなかつたのである。然し本來兵權を握り邊州を統轄する節度使は幾もなく按察採訪度支等の使節をかねて土地人民財賦を掌り其勢強大となり竟に安史の亂は起つた而して此亂を鎮定すべき實力は節度使以外にない。かくて天寶十四載からは内地にも節度使は出来た。

天寶十四載十一月丙子衛尉卿張介然爲河南節度採訪使新舊唐書本紀

天寶十四載十二月以永王璘爲山南節度使舊唐書本紀

天寶十五載正月李隨爲河南節度使新唐書本紀

同 五月嗣虢王巨爲河南節度使新唐本紀

同 月南陽太守魯炆爲南陽節度使新唐本紀

至德元載七月前蒲州刺史呂崇賁爲關內節度使舊唐本紀

同 二載正月劍南節度使將作少監魏仲犀爲襄陽山南道

節度使舊唐書本紀

乾元々々年三月山南東道河南淮南江南皆置節度使舊唐書本紀

如斯節度使は内地に於て急劇に増加するのは至德

以後刺史にして軍旅を治め節度使の稱號を得る事

が出来新唐書百官志たからである。而して其勢力を張る

に至るは地方行政の主腦たる採訪處置使創設後間

もなく關内河南等の採訪處置使を兼ねた新唐書方鎮表る

に淵源するが其直接原因は乾元二年五月採訪處置

使が廢せられ觀察處置使が之れに代つた通典三二時に

觀察使は十道との關係はなく單に採訪使の占めて

居つた地位を繼承し節度使は其實力を收取したか

らである。其後觀察使節度使經略使は多少差異は

あるがすべて之を藩鎮と稱する、藩鎮の跋扈は德

宗の時に甚敷なり興元々々年朱泚の誅滅以後すべて
朝命に歸服したが、幾もなく又離叛する者多くか
くて唐末五代に繼くのである。此等藩鎮の所領は
屢變更し十道區畫を亂して二道三道に跨る者も出
來た。新唐書方鎮表によると

至德元載置淮南西道節度使領義陽中州淮陽光州淮潁川

許州河南道梁陽鄭州河汝南蔡州五郡……

その所屬郡は淮南、河南二道に涉るが乾元二年
には淮南道の申、光、壽、安、沔、蕲、黃七州を領
し上元二年に河南道の陳、鄭、潁、亳、汴、曹、
宋、徐、泗九州を増し依然兩道に跨る。又、同表
によれば三道に跨る者もある。

乾元二年置陝河東華華東節度使

かゝる例は尠くないが、十道區畫は之が爲め全
然痕跡無きまでに破滅したのではない。藩鎮の領
域は多く十道を規準にして増減して居る。之、十
道が山川の形便に根據を有する區分であり藩鎮も

地の利を無視して領域を作る事は不利益であるからである。然し中央集権制が崩壊し地方分權となつてからは國都中心の交通幹線の價値は殆んど認められなく十道の行政的意義全く消滅した。此は藩鎮の爲めに十道區畫が蹂躪せられた故と觀るよりも、寧ろ、採訪處置使の所管區の道が其形式的繼承者たる觀察使、實力の後繼者たる節度使等の領域となつたから、其領域も亦道と稱すべく、而して藩鎮の勢力消長に應じて所謂道は集合分離したと觀るべきで德宗末年に三十節度、十觀察、四防禦、三經略あるから天下四十七道を稱して居る。尤も内地節度使を開設した時に十道採訪處置使の道と混同するを恐れた爲めか之を路と稱した。

天寶十五載七月、永王璘江陵府都督統山南東路、黔中江南西路等節度大使、盛王琦江陵郡大都督統江南東路、淮南河南等路、節度大使、豐王珙武威郡都督領河西隴右安西北庭等路、節度大使、舊唐書本紀

採訪處置使の地方行政區と節度使の管區とを區別する爲めかく道と路との差別を必要となしたるも採訪處置使の廢絶以後は最早、其必要なく一樣に道と稱した。故に乾元以後朝廷から特種嘉號を賜つた何々軍と稱するもの、外は州名、道名、乃至道名に因んだ名稱の藩鎮は當然何々道節度使等と稱すべきであるが山南東西道、江南東西道、淮南東西道等のみ之を用ゐる他は之を附けなかつたのは主として口調語句の爲めに外ならぬ。唐書通鑑等に道を藩鎮の代名詞とし其軍隊を道兵とも稱して居る。但し節度使領域を道と稱するのは節度使の源流なる戍邊十二道以來の慣例であり且つ採訪處置使設置以前即ち開元十三年三月平盧軍幽州太原朔方河西隴右等七道節度使云々唐會要七七の例もあつて單に採訪處置使の變形なるが爲めのみでないが大勢は矢張十道の變遷と見るべきである。

以上の如く地理的區畫の十道は開元年間地方行

政區畫となり更に乾元以後封建的領域と化したるも他面に於ては探訪處置使の廢止以後は唐初の地理的十大區分として公私共に使用せられて居る。

即ち

- 一、貞元八年四月以東都河南 淮南 江南嶺南 山東道兩稅等物令戶部侍郎張滂主之、以河(關?)内
- 河東劍南山南西道等財戶部尙書判度支班宏主之舊唐書本紀
- 二、樂安州 自乾元後、河流改故道、宜隸河南貞元十道錄序
- 三、元和八年九月丙寅詔宜今後兩京、關内、河南、河東、河北、淮南、山南東西道州府舊唐書本紀
- 四、開成元年正月又十道黜陟使發日舊唐書本紀
- 五、承和五年開成二年唐國有十道入唐求法巡禮行記第一
- 六、咸通九年十月詔河南、河東、山南諸道舊唐書本紀

此等は何れも十道が地理的區畫として嚴存する證據である。尙又通志の藝文畧六茲に掲ぐる貞元十道錄、元和十道圖を始めとして元和郡縣志、及び北宋初期の太平寰宇記中に於て之を窮知するを得

るのである。

六 結 論

本來通路を意味する道が轉じて面積を表示する一種補足語の格で、元魏以後、北朝諸國を経て隋より唐初まで用ゐ來つたが、十道の制定せらるゝに及んで始めて獨自特有の意義を完備せる地理的區畫となつた事、傳統因襲を打破した綜合的統一的中央集權的命名である事等は十道が唐朝の革新的施設の一たる所以である。而して當初單に地理的區畫たるに過ぎぬ十道は景雲より開元に亘りて地方巡察の區域より漸次地方行政區畫と變じ更に安史亂後封建的領域となつて唐初制定のそれとは全然異つたものとなる。が同時に亦貞觀初年の十道に復歸して單に地理的區分として認められて居る。唐朝は古今稀に見る大國で漢文化最高潮に達した時代である。その貞觀、開元の二期は代表

的治世であつて、貞觀は太宗が創業的天才を遺憾なく發揮した勃興期にして開元は玄宗が中興の偉業を完くした唐代文化の黄金時代である。十道の施設は此等二帝治平の根底基調をなし、その變遷は大唐の盛衰と一致して居る。

凡、唐朝文化を繼承せる國で直接間接十道制を採用参考せぬ處はない。最初此制を採用したのは日本である。日本の七道制定時期は不明であるが大寶元年、遣使七道續日本紀の記事より推して同年以前かも知れぬ。七道各別に使節を派遣し巡省政績申理寛柱せしめたのは同三年である。此時の使節は十道巡察使に倣つたもので武后の同使創設約二十年後である。扶桑略記の天武天皇十五年七道諸國遣巡察使は武后初年と同時期で且つ天武帝は在位十四年間であるから同記は信するに足らない。初て按察使をいたのは養老三年で唐十道按察使制定後僅かに九年目に當る。然し日本の按察使は

國守が鄰接二三國を限り所轄區域となし各道一人ではない又其所管區域は大體道を標準とするが往々之を無視した處もある。例へば美濃國東海守が尾張東海道、參河東海道、信濃東山道を管し武藏國東山守が相模東海道、上野東山道、下野東山道を管し播磨國山陽守が備前山陽美作山陽備中山陽淡路南海道を管轄區とし、畿内と西海

道とは按察使は無く按察使は十一あるのみ。日本は初唐制を採用しても單なる模倣でなく道を行政區畫としなかつた。現時北海道應制は明治初年太寶令復活の名残で間接に唐制の再興である。

日本に次ぎ道制を採用した國は高麗で、成宗西九八二は國內を十道とした。顯宗の時五道に改め一九九三都護及び按撫使を置いて行政區畫と爲した。朝鮮も亦、太宗十三年西一四一三八道を置き後十三道となして現時に至る地方行政區畫である。

支那に於て唐滅後五代十國は各中原の一部を領有するのみで十道の地域全部を領有し、國は一も

ないが舊五代史に道名を記すのは單に唐以來の名稱を維持するに過ぎない。

北宋は太宗天下一統後五年間、唐制に則つて十道を置き、其後之を廢して十五路の地方區畫を定めた。路は道と同義で路名中には十五道より變化した唐藩鎮名稱と同じく且つ同一地方を指すものも多いから此改正は形式的の變更に過ぎない。

遼は直接唐制に依り道制を布き上、中、東、南西の五京を置き各京を中心として五京道に分ち各所屬州縣を統治した。

金及び西夏は宋の路制を襲用した。初め十五路の北宋は末期に二十六路となり又南宋は南支那のみで尙十七路、元に至れば一百八十五路となる。

元は唐が州縣の上に道を設けた様に路の上に十二省を置いた。漢の部、唐の道、宋初の路、元の省は同型區畫である。元は省を數道に分ち道毎に宣慰使軍事行政司及び按察使司法官後の肅政廉訪使司を設け天下一

統後二十二道となした。

明は十五省あり、省毎に三司、即ち布政使民政都指揮使軍事及び按察使司法を置いた。三司の屬官等が所管事務の異なるに因り又は巡廻區域の異なるにより驛傳道、提學道、兵備道等を設け、一員數道を兼ねた。

清は布政司、按察使と州縣との間に道を置き特殊事務を扱はしめ關道、屯田道等と稱した。明清の道は一般的地方行政區畫ではない。

支那共和國は十八省を各數道に分ち地方行政區畫として居る。

唐代文化の及べる國で渤海のみは道制がない。唐制に模して五京を建てた程であるから道制を布いたかも知れぬが之を明かにする資料は缺けて居る。斯く支那歷朝地方行政區畫の名稱及び區域に直接間接唐十道の影響を認め得るは、主として當初交通幹線を標準とする區分で交通路は其後大變

化はなく且つ各國何れも地形に應じて地方區分をするを便とするからである。

要するに上下千數百年間採用せらるゝ地方區分としての道は其間種々變化消長あるけれども唐以前の諸道は十道に至つて其意義擴充し唐以後の道は十道以上に發達して居らぬから十道は道制史上の縮圖であつて畫代的意義を有して居る。十道の意義は貞觀元年創設の時、既に形式的に完備し開元年間地方行政區畫となり實質的に充實した。而して初唐の交通を主とする地理的區分たる事が道の本領特徴の存する處である。伊藤東涯は此の特質を説明して

人々々、國ノアツメタルテ道トハカリオモフトアタラス是ハ國々へ行道一スヂナルユヘニ其一スチノ國々ヲ某道ト云フナリ本朝モソノ通りニテ云々制度通 二卷

といふは大體當を得て居る。然し嚴密に考ふればその國とは唐の各州を指すから若し道内の一交通

幹線がその所屬各州を悉く連絡貫通するものと解するならば事實と相違する。此説は我古代の七道に於ては何れも特殊地形の關係より、其道交通幹線は所屬國を連絡して居る事實に基いて、唐朝十道を逆推した假定説に據りて「本朝モソノ通りニテ云々」と循環的説明を試みるものであるが若し其大意を取りて、元來、道の本義たる通路の意義を滅却せずして之より轉じて面積の意味を含有せしめ、交通上の規準による地理的區畫たる事を説明するものと見れば正鵠を得て居る。但し日本に於ては各道に道名と同じき公道ありて同一名稱が區畫と通路とを指示するのであるが唐朝にはかゝる事はなかつた。

十道が後世漸次細小區分に變じたのは恰も禹の州が唐代に至るまでに變化したと同様の徑路を辿つて居る。此は支那古今の歴史を貫く特色の一つで禹の州、秦の郡、唐の道、宋の路、何れも同様

である。その原因は地方開發、人口増加等に基く自然的分化作用とも見らるゝが主として官吏の名

譽心を満足せしめんが爲めに位階官職を濫授する餘弊である。

高句麗五族五部考

文學士 今 西 龍

魏志に記する高句麗の五族に就きて從來考究せ

られたるもの故那珂博士の高句麗考史學雜誌第五篇朝鮮古史考那珂先生

遺書外交及白鳥博士の丸都城及國內城考史學雜誌第二十五篇等

の中に之に論及せるあり。兩博士の所説は共に唐の懷章太子の後漢書註に此五族を以て後の五部に當る者と説けるを是認し白鳥博士は更に研究を進めて魏志に記する五族を以て部族名に非ずとし行

ものにして五族に就きての懷章太子の註は誤謬なるべし、五族は部族にして五部は王都の行政區劃及貴人の部別組別なりと推考するに至れり。以下(一)魏志に記する五族(二)漢書註に記する五部に就て略述し、次に(三)五族五部に就て調査せるものを記し(四)推考の結果を説かんとす。

政區劃なりと論じ之を伊夷模が丸都を中心として

國內を五區に分ちたるものなるべしと説かれたり

余は高句麗の古の五族と其後代の五部とは別異の

陳壽三國志魏志東夷傳中に其國狀を記したるものに、